

公の施設の指定管理者の指定の件（路外駐車場）

平成 2 9 年（2 0 1 7 年）1 1 月 2 9 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
札幌市円山公園第一駐車場	札幌市中央区宮ヶ丘
札幌市円山公園第二駐車場	札幌市中央区宮ヶ丘

2 指定管理者

札幌市中央区南 4 条西 1 3 丁目 1 番 8 号

株式会社キタデン

代表取締役 伏木 進

3 指定期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで

（理 由）

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、円山公園第一駐車場及び
円山公園第二駐車場の指定管理者を指定するため、本案を提出する。